

戦後新聞における資本・経営・編集（二）

——占領期メディア史研究——

有山輝雄

三、C I & Eの朝日新聞批判

一九四七年二月上旬、緒方竹虎等有力O Bから社説批判を受け何らかの対策に迫られていた長谷部忠等経営陣は、さらに重大な問題に直面することになった。G H QのC I & E (Civil Information and Education Section = 民間情報教育局) が、朝日新聞社を激しく批判したのである。批判のきづかげは、ちょうどこの時期来日中のアメリカ新聞人視察団の調査報告である。

アメリカの視察団一行は、一月下旬、日本新聞界の実状

を調査するため来日し、各新聞社を訪問した。これは、二月一日ゼネストを期して労働運動の攻勢がちょうど最高潮に達した時期であった。

朝日新聞社は一月三一日に視察団一行を迎えた。しかし、ゼネスト対策に大わらわで、視察団を落ち着いて接待する余裕はまったくなかつた。「長谷部忠日記」によれば、朝から局長会議が続き、その間組合との連絡などに追われているところに、「二時半頃、米記者親善団来社。あはただしく話を交はず時間もない。ただハワード、ブラウンの両氏一行と離れてしばらく話す。社の重役の性格、株主との関係などに異常な関心を持つてゐる様子で、そればかり

を問題にしてゐた。共同での協会と一行との会見には小松氏が出席する。右両米人ととの会談中ゼネスト禁止のマックアサー声明が出たことを知らされる。夜局長会を開いたが、組合の出方を待つことにする」とある。アメリカ視察団は、朝日新聞社の経営組織や株主との関係について質問を浴びせたようだが、長谷部のほうは会談の最中にマッカーサーのスト禁止命令の一報に接する緊迫した状況で、そうした質問が出る背景を考えないとまはなかつた。

しかし、視察団は気まぐれに経営や株主のこととを訊いたのではない。視察団の質問の狙いは、数日後のU.P.通信極東総支配人ヴァーン (Miles Vaughn) の記事によつて明らかになつた。ヴァーンは、一九四七年二月九日付の東京発で、次のような記事をアメリカに送つた。「日本の新聞のあるものは、その編集スタッフが共産党ないしそのシンパで占められている。日本の新聞検閲は反ソ的なものは取締つてゐるが、親ソ的傾向のものは出るので、新聞は親ソ記者で埋められることになる。この点考慮を要する。なお目下米国新聞使節団も、日本の新聞の資本の支配力と編集との関係、過剰人員の状態などに注目しており、在京外人記者団の間でも次第に問題として取上げられるに至

つてゐる」。ヴァーンの記事は、二月二二日付「ニッポンタイムズ」にも掲載された。

アメリカ新聞視察団一行は、新聞社編集局における共産化にもとめたのである。たんなる論調の批判にとどまらず、日本の新聞社における資本と編集との関係、編集方針決定のあり方が問題として浮上してきたのである。

ゼネストをひかえ高揚した労働運動、左翼運動がアメリカ新聞関係者に強い印象をあたえたことは疑いない。しかし、それだけではなく、彼らが資本と編集の関係など突っ込んだ問題に言及していることなどからみると、特定の情報源から日本の新聞社の内情に関する情報を得たと推定できる。その情報の偏りから、情報源の一つは、敗戦後、急速に拡大した労働運動に反感をもつ日本の新聞関係者、恐らく朝日新聞社の村山家など敗戦後の従業員の運動で辞任に追い込まれた新聞関係者であろう。またもう一つの情報源は、日本の新聞の左翼的動向に批判的な日本駐在のアメリカ新聞記者と考えられる。先の記事の執筆者であるマイルズ・ボーン自身も、その一人であつたのではないか。

朝日新聞社の長谷部忠は、一二日あるいはその数日後、外務省の奥村勝三情報局長からマイルズ・ヴォーンの記事の背景に関する情報を得た。長谷部は次のようなメモをのこしている⁽³⁾。

ヴォーンの記事は従来GHQの考え方をそのまま反映していると見られている。外務省奥村情報局長談によれば、同部長はヴォーンとロイ・ハワードとの談話を直接傍聴したが、ヴォーンは東京の日刊紙に産別の影響が浸透しつつあること、それが社説やニュースの上に現れていること、そのため公正な報道を危険に陥らしめていること、殊にそれは朝日新聞において顕著であること、さらに米人とりて不可解なのは日本の新聞紙は編輯の責任の所在が明確でなく、ある新聞では株式の過半を有する資本家に全然編輯上の発言権がない、読売新聞に至つては資本主は巣鴨入りをして、新報などと語つたという。この点からしても打電中（引用注・ヴォーンの打電記事）の一有力紙が朝日を指すことは疑いないと思われる。

この情報によれば、ヴォーンの記事は「朝日新聞」に狙いをつけた攻撃であり、しかもヴォーンはGHQと近く、彼の背後にはGHQがあるというのである。GHQが新聞視察団報告を機に朝日新聞社に何らかの政策をとる可能性を示唆する容易ならざる情報であった。

しかも、C I & Eの強圧は、思いもかけないほど急にやつてきた。「ニッポンタイムズ」にヴォーンの記事が載つた翌日の二月一三日、当時、定期的に行われていたC I & E新聞出版課（Press and Publication Branch）のインボデン少佐と東京六社の幹部との懇談会が開かれた⁽⁴⁾。だが、朝日新聞社の長谷部忠は、この日、体調が悪かつたため出席せず、小松美幸取締役を代理出席させた。長谷部自身は、夜に開かれた緒方竹虎、野村秀雄等OBとの懇談会には出席せず、前述の通りOBから社説の傾向について手厳しい批判を浴び、社説見直しの必要性を痛感して帰宅した。そして、翌日の朝、出社したところ、小松から、前日の会合でインボデン新聞出版課長から朝日新聞社が激しい批判を受けたことを知らされたのである⁽⁵⁾。

二月一三日の会合は、C I & E側の記録と日本側の記録では、だいぶ様相が異なっている。C I & E新聞出版課の

報告書では、この日、東京主要新聞社発行者・社長との特別懇談会が開かれ、インボデン少佐が月極購読料値上げ不可の理由を説明したとある。

しかし、日本の新聞関係者は、インボデン発言の別な部分に大きな衝撃をうけた。日本側の記録するところでは、この日の会合席上、インボデンは、「米国新聞使節団の日本新聞界に対する印象はどうであつたか」との質問に答えて、つぎのように日本の新聞批判を行つたという。

「新聞使節団が最も関心を持ったことは、つぎのようなことである。

1 大新聞には遊んでいる人員が多いが、経営者は何故剥員の整理ができないか。

2 朝日では従業員が村山社主などの経営者を棒で追い出していく。

3 二頁の新聞でありながら、経営の合理化も行わず、購読料の値上げを行い、インフレを助長せんとするのは理解できない。

一般的に言つて、経営者の立場が非常に弱くなつている。米国では組合が経営に関与することはない。日本では

民主主義が片寄った方向に発展しつつある。最近ソ連の影響力が加わりつつあることは、米国としても考慮しなければならないこととして、使節団に非常に印象を与えた。使節団は三時間にわたりマ元帥と会談しているから、恐らくこうした意見を伝えているものと思う。

ついでインボデンは、特に「朝日新聞」に言及し、「朝日」は編集方針が明らかに左傾して公正を欠いている。

「朝日」は大衆紙として日本のために次々べからざるものではない。先月「朝日」の代表（組合側らしい）がきて、経営の成り立たぬことを説明して行つたが、社内の整理のできない理由に苦しむ。経営の必要上の首切りができぬような団体協約は意味がない。そのため「朝日」がつぶれるなら一度つぶして、経営の必要上の首切りに応ずるような協約をするものだけで、新社を組織していくたらどうだろうか。「朝日」をつぶすことは何等日本のためにおしむべきことでない。自分は二・一スト以前は検閲制度は早く廃止すべしとの意見であったが、ストに対する各新聞の態度を見て検閲の必要を感じた。ストに反対したのは『時事』『日経』『東京』。『毎日』の態度はアイマイであり、「朝日」は完全にストをアジつていた。マ元帥のスト禁止

令が出て日本の新聞紙面はやつとスッキリした⁽⁷⁾

インボデンの語る新聞視察団の意見は、マイルズ・ヴォーンの記事とほぼ同趣旨である。さらに、それに乗るかたちでインボデンは「朝日新聞」の「左傾」と前述した労働協約を強い調子で非難したのである。「朝日新聞」が特に名指しされたのは、C I & E が有力紙の「左傾」を警戒していたことと、新聞單一の聴濤克己委員長が朝日新聞社出身であることが念頭にあつたであろう。新聞調査団の報告が、当時の C I & E のメディア政策の反映であり、先のマイルズ・ヴォーンの記事も、それを効果的にするための先導記事であつたことが歴然とした。

一般的に占領軍によるメディア統制は、CCCD (Civil Censorship Detachment= 民間検閲支隊) による検閲と C I & E による内面指導との両面があつた。⁽⁸⁾ CCCD の検閲は、すべての記事を直接検閲し、禁止や部分削除などの処置をするものであつたから、確かに厳しい統制ではあつたが、問題となるのは個々の記事であり、日常業務的に処理可能であつたから新聞社の幹部レベルにまで報告され、対応策をたてるといったことはほとんどなかつた。占領期の「長谷部日記」でも、CCCD の検閲に関する記述はまつたくな

い。他方、C I & E の内面指導は、包括的な問題にわたるため、新聞社はその動向にきわめて神経を失らしていた。

朝日新聞社の場合は、インボデンとの懇談会には通常は長谷部忠自ら出席することにしていたし、何か大きな問題については長谷部の側から C I & E の意向を問い合わせていた。新聞社側は、C I & E の意向を非常に重要視していたのである。しかも、インボデンの個性もあって殊更に強面の態度をとつたため、C I & E の権限を過大評価していいたほどである。

従つて、二月一四日、小松美幸から、インボデンの「朝日新聞」批判を聞いた長谷部代表取締役は驚愕し、直ちにインボデン少佐に会談を申し込んだ。またこの日大阪で開かれていた全社編集局長会議に連絡し社説の検討を促す指示を出した。

四、インボデン・長谷部会談

インボデンと長谷部忠との会談は、二月一七日に行われた。長谷部の日記には、「鈴木君を通訳にインボデン少佐に会ひに行く。午後一時半から三時過ぎまでかかる。三月

上旬再会見を約してかへる。社に対し深刻な考慮が払はれてゐることを感知出来た」とある。会談内容は日記には

ないが、長谷部が会談の最中か直後にインボデン発言を記したと思われる断片的メモと恐らくこのメモをもとにのちに書いた回顧談「占領下の朝日新聞」によつて会談内容を知ることができる。⁽⁹⁾

長谷部のメモによれば、インボデンの発言は、次の如くであった。

一、協約があつて誠首出來ぬさうだからどの程度に効果があるか疑問だ。

一、誠首出來ぬといふ協約の出来たのは村山退陣前か後か、定価値上げには反対と答へるだらう。

一、共産系の新聞であるかないか、編輯方針は知らぬ。

一、自分の意見ではなく、視察団の意見だ。

一、ゼネストは占領目的に反する。朝日の社説はこれに賛成してゐた。

一、インフレーションを増すばかりだ。新聞定価値上がりも同様である。

一、村山氏の財産を借りてゐるか。

これによれば、インボデンの関心の焦点は、朝日新聞社内の従業員組合の発言力の増大にあり、従業員組合と左翼勢力とは同一視されている。従業員組合発言力増大の一つの表れとして注目しているのが、前年一一月に締結された労働協約である。それがユニオンショップ制になつていて、事実上従業員を誠首できないことを重大視していた。

「朝日」の論調を二・一ストに「賛成」したと厳しく批判しているが、特にそれを問題としたのは、編集方針を組合・左翼勢力が牛耳つてゐる反映とみなしたからである。⁽¹⁰⁾

組合勢力の台頭と村山退陣の関係にも関心を持つてゐるが、これは、C I & Eが村山側から情報を得ていたことをうかがわせると同時に、彼らの関心が、個々の社説の傾向にあるのではなく、新聞社の組織に向かっていることを示している。

さらに、当時の新聞経営者が望んでいた購読料値上げに反対であることまで持ち出している。購読料問題は、E S S (経済科学局)なども関係し、C I & Eだけの権限ではなかつたが、新聞経営者の弱点をつくインボデンの作戦で

ある。

メモによれば、インボデンは発言を続けた。

一、馘首出来るか。

ストライキが起るだらう。

一、会社閉鎖が出来るだらう。要求が適正になつて行くだらう。

一、一時の弊はあつても結局その方がいい。

一、さういふ協約でなく何時でも馘首出来る協約をするべきだ。

一、GHQの中にそれをすすめたものがあるか。

一、自分は相談を受けなかつた。自分のところに来れば、させない積りだつた。

一、朝日、毎日、読売何れも人數が多過ぎる。

一、それはよく事情がわかつた。しかし、経営が苦しければ馘首すべきではないか。

インボデンは、過剰人員を表面的理由として共産党系従業員を馘首させることまで示唆したようだ。これに対し、長谷部は従業員馘首などを実施すれば、ストライキが起き

て混乱すると説明したが、インボデンは会社側がロックアウトなどの強硬措置をとつて組合を押さえ込めば、長期的には組合を鎮圧でき、労働協約も改訂できると主張している。まさに第二次読売争議と同じシナリオである。

だが、読売新聞社の馬場恒吾と異なり、長谷部は、このシナリオには従わなかつた。二・一スト論調について、長谷部は、「あの社説のいゝ現はし方には私自身も不満の点はあるが、その論旨は、私が担当者に、これこれの趣旨で書くようにと直接いつて書かせたのだから、もしそれが悪いとすれば、その責任は一切私にある、その趣旨はこれだが、そのどこがわるいのかと。イ少佐はそのことについては遂に一言もいわなかつた」とされている。⁽¹⁾

また、組合が強くなつたのは、GHQの政策に一因があると反論し、暗にESS労働課の労働運動奨励政策とCIEの反共政策の不一致を指摘した。インボデンは、労働運動奨励政策に自分は賛成していないと弁明し、それ以上強硬措置を要求しなかつた。最後には、インボデンも、朝日新聞社の事情を了承する態度を示し、長谷部の回顧談では、今回の事情をマッカーサーに伝えると語つたという。このようにアメリカ新聞視察団、インボデン声明、イン

ボデン・長谷部会談という一連の過程からうかがえるのは、今回の問題が決して偶発的なものではなく、一九四六年半ばからはつきりしてきた、新聞の編集方針決定から組合・左翼勢力の影響力を排除しようとするGHQの政策の表れであったことである。こうしたGHQの政策を非軍事化・民主化から「反共産主義」への転換と説明する研究もある。

しかし、この時期のGHQの政策の矛先が、共産主義者を排除に向けられたことは確かだが、GHQの政策はそれだけで説明はできない。もともとGHQが、いわゆる組合指導の「新聞民主化」を支持したことはない。一般論として新聞社において労働組合が結成されることは支持したし、組合が組合の権利確認・待遇改善等要求を掲げて運動を起こすことも是認していた。また、GHQのなかでも労働問題を担当するESSの労働課が労働組合に理解ある態度を示したことにはあった。だが、それは労働問題担当部局であるためであって、そのことをもつてGHQが当時の新聞労働運動を支持したということではない。GHQが、新聞社内の問題に不介入であったことが、敗戦直後の雰囲気のなかで従業員組合の運動に有利に作用し、組合関係者のなか

にはGHQの支持を受けたかのように錯覚したものもいたが、実際にGHQが「新聞民主化運動」に支持を表明したことはないのである。

GHQが、推進しようとしたのは、アメリカ流の「フリープレス」を日本に成立させることであつた。GHQのいう「フリープレス」という概念は、当時必ずしも体系的に語られたわけではないが、彼らはあるごとに「フリープレス」について力説していた。彼らの「フリープレス」概念とは、大まかにいって憲法によつて保障された言論の自由のもとに活動し、経営者によつて雇用された編集者によつて運営される企業的な新聞ということであろう。そうした新聞像は、彼らにとって自明のことであつたが故にかえつて体系的に語られることはなく、また彼らのアメリカでの個人的経験による偏りもあつた。

ともかく彼らは、それを日本の新聞社に確立させることを目指していたのであり、その点では一貫していたと解すべきである。そして、日本の新聞界に自らの信ずる「フリープレス」概念に反する現象を見出すと、それを是正させる政策を進めようとした。その現れ方は、状況によつて異なるが、一九四六年から四七年にかけて、GHQが特に

重大視したのは、労働組合による編集方針決定への介入であり、これは「フリープレス」概念からすれば組合運動の逸脱であった。一九四六年六月一三日、C I & E の局長に就任したニュージェントは「新聞の自由と責任」と題する新任挨拶で、「新聞の責任管理者は社主またはその選んだ経営者である。新聞の論説および報道態度を決定し実行するのはもつばら彼らである」と述べ、自社の従業員であっても「新聞の本来の目的、方針に干渉を加える」¹²⁾ようなことは断固認められないと強調した。

一九四六年の第二次読売争議において馬場恒吉社長が、鈴木東民以下の組合幹部の餓首を強行したのは、こうしたG H Q 側の政策があつたのである。実際、争議の過程で、インボデン新聞出版課長自ら読売新聞社に赴き、従業員を前に経営者を擁護する演説をおこなうなど組合の押さえ込みをはかり、経営者が編集方針決定権限を保持するという編集権概念の実現に大きな力をふるつた。

一九四七年二月の「朝日新聞」への圧力も、C I & E による「新聞の民主化」、「フリープレス」政策の表れであった。しかし、C I & E の態度が高圧的であったのは間違いないが、その態度を仔細に検討してみると、決して強

硬一辺倒であつたのではなく、むしろ自制的であり、妥協的な面もあつたことに気づく。

第一に、C I & E のインボデンは、二月一二日の懇談会で朝日新聞社をつぶすかのような発言をおこない、長谷部との会談では従業員の餓首などまで話題にした。しかし、実際にその実行を迫つたのではない。強硬な態度と発言によつて朝日新聞社を威嚇したが、具体的な命令を出したわけではないのである。朝日新聞社に自主的な対応策をとらせる態度であった。

これは、間接統治という占領政策全体の原則に由来している。C I & E もその原則に従い、自らの役割を日本人が民主主義的原則を自らの手で採用するよう奨励することを定めていた。¹³⁾また、日本の新聞社を威圧しながら、自らは手を下さず、日本の新聞社に自主的に対応させるという手法は、片方で「新聞の自由」を称揚しながら、もう片方では言論報道を統制するという C I & E の矛盾を表面化させないことにもなつっていたのである。

第二に、C I & E は、発足以来日本の新聞社に関する情報収集し分析していたが、必ずしも十分ではなく、情報源に偏りがあり、また彼らの分析に曖昧なところもある。

た。この事件においても、C I & E は、朝日新聞社内の共産党勢力に関して、やや誇張されたイメージをもつていた。

しかし、インボデンは、長谷部との会談を通して、自らの事前情報の偏りを認識した様子がうかがえる。特に、長谷部が、責任感の強い彼のパーソナリティーもあって、社論はすべては自分の責任だと答えたのは、インボデンからすれば、経営者が社論を掌握している言明と受けとった。従つて、インボデンは、見かけは強面であったが、深追いはしなかつたのである。

また、最初の新聞視察団の報告は、資本の弱体化の問題を論じていたが、インボデンは長谷部の会談で資本のことにはまったく触れず、経営者の編集権限・経営権限のみを論じている。当時の日本の新聞社において資本と経営の関係に複雑でデリケートな問題が伏在していた。そのため、村山家側が C I & E に朝日新聞社内の情報を提供し、それが C I & E 介入の一つの契機であつたと推定されるのであるが、C I & E 側は資本と経営の関係について十分な認識がなく、経営者の編集方針決定権限のみを論じている。これによつて長谷部は助かつたが、村山家側にとつては残念な

事態であり、のちに問題は再燃することになった。

第三には、G H Q のなかでの、部局によつて政策の違いがあつた。C I & E は、組合の影響力の拡大を警戒していだが、経済科学局 (E S S) 労働課は一般的に労働運動奨励策をとつていた。両者の政策の食い違いは、第二次読売争議で顕在化したが、朝日新聞社の場合も、長谷部が組合の増長も一因は G H Q の政策にあると反論し、インボデンもそれを認めざるをえなかつたのである。

このように朝日新聞社への C I & E の強圧は、表面的には強硬ではあつたが、C I & E 側の問題から、一定の限界をもつており、C I & E の強圧だけで、この事件の行方が決まつたわけではない。

五、長谷部の対応策

威嚇された長谷部忠にとつて、事態はきわめて深刻であつた。インボデンが最も問題視しているのが、たんに二・一ストに関する論調ではなく、社内での労働組合・左翼勢力の発言権増大であり、新聞の編集から労働組合・左翼勢力の影響を排除することが前年の第二次読売争議以来の G

HQの一貫した政策であることは分かつた。厄介なのは、インボデンが明確な要求を示さなかつたことである。朝日新聞社は、C I & Eを満足させる対応策を自ら見出さねばならなかつた。

長谷部自身は、朝日新聞社内において労働組合の力が大きくなり、組合の権利を大きく認めた労働協約まで結ばざるをえない状勢に内心では反対であったが、組合の影響力が編集方針にまで及んでいふとは考えていなかつた。その点では、C I & Eの介入は根拠のない言いがかりであつた。また、一方で言論の自由をかかげながら、他方で新聞社に介入するGHQの矛盾した態度に心中では痛憤していた。彼は、回顧談で、インボデンがマッカーサーに報告するといつたのを聞いて、「もしほんとうに報告されたとしたら、半年前に切切としてわれわれに新聞の自由を語つたマックアーサーが、どんな気持ちでその報告を聴いたであらうかと想像して見た」と書いている。⁽¹⁴⁾ 実際、長谷部は、インボデンにGHQの労働政策の不統一を指摘するなど抵抗する態度も示している。

しかし、正面から、C I & Eの政策の不当を訴え、反論することはなかつた。長谷部忠等朝日新聞経営者が、自明

のごとく最優先していたのは、朝日新聞社の存続と安全であつた。C I & Eに正面から反論し、朝日新聞社を危険にさらすようなことは、考慮の外であつた。

さらにいえば、仮に反論を試みようにも、反論の論理をもちえていなかつたのである。もともと「朝日新聞」に限らず日本の新聞は、GHQの政策に従順であつた。従順であつたというのは、たんにC I & Eの内面指導、CCDの検閲などのGHQ統制に従順であつたということではない。自由に対しても従順であつたのである。日本の新聞は、敗戦後、戦前戦中の言論報道取締法規を自ら要求して廃棄させたのではない。そして、それら取締法規を失効させた占領軍が、自由をあたえると、自由に従順に従つたのである。それは、占領軍の統制に対する従順と表裏一体である。自由をあたえられ、課せられた統制に従順に従うところでは、言論の自由は抵抗の武器となりえなかつたのである。

結局、朝日新聞社は、C I & Eの意向に従うことになつた。C I & Eの意向に従うといつても、選択は多様である。インボデンの組合幹部誠首の示唆をそのまま受け取り、読売新聞社で起きたような大争議を覚悟して、強硬策

をとることも選択肢であった。

しかし、読売新聞社の場合と朝日新聞社が大きく異なるのは、長谷部忠等経営者と従業員組合の森恭三・広岡知男執行部とのあいだに暗黙の協調的関係が成立していることである。森・広岡執行部は、一九四六年一〇月の新聞放送ゼネスト後、スト反対派として登場し、二・一ストにおいても新聞單一本部に批判的態度をとってきた。長谷部等としては、組合に対して強硬策をとることは、かえつて組合内部の共産党系勢力や新聞單一本部を勢いづけ、森・広岡執行部を窮地に追い込む危険があつた。長谷部等にとっては、組合の問題には介入しないという原則論にたつて、森・広岡執行部との協調関係を維持することが新聞社の安全策であつたのである。

そこで、長谷部忠の選択した乗り切り策は、論説陣を交替させ、社論の転換をおこなうことであつた。もともと、社論が緒方竹虎等のOBからも批判を受けていたことも、長谷部の決断に大きな影響をあたえたことは間違いないが、論説陣の交替、社論の転換は、たんにGHQの意向にそつた言論報道を展開するという以上に、編集方針決定権限を経営者が握っていることをGHQに示すという大きな

意味があった。それは、GHQのいう「フリープレス」の原則、編集権概念を受け入れることであつたのである。

長谷部が論説委員交替の行動を起こしたのは、インボデンとの会見から一〇日ほど経った二月二四日頃である。二月二四日の日記に「論説陣補強、重役陣整備などについて田畠、高野両君等と相談する。この問題についての役員会の話しあいは明日にのばすこととする」とあり、ついで二五日には「朝八時半に自動車をとつて途中緒方さんを訪問。一時間半ほど話して社に出る。午後役員会として前日の社の人事機構の問題をとりあげる。結論に達せず、夜高野君と同問題を相談する」とある。

注意すべきは、論説陣補強を決意した長谷部が、役員会にはかるまえに緒方竹虎に相談していることである。もともと、社説の傾向は緒方竹虎等のOBから指摘されていた問題であり、また日頃から緒方等をバックに經營にあたつていた長谷部としては、GHQの圧力を論説委員交替で乗り切るという方策も緒方の事前諒承なしの実行は難しかつたのである。

緒方と相談後、役員会に「論説陣補強」を提案したが、簡単にまとまらなかつた。GHQの圧力をうけて社論を

変更するという重大問題であるから、紛糾して当然ともいえる。だが、「長谷部日記」の記述からすると、重役陣のあいだで、こうした言論の独立にかかる原則論議が闘わされたわけではない。長谷部の提案した「相当思ひ切つた処置の必要」は、ほとんど抵抗なく受け入れられた。もめたのは、論説委員の人選であつた。一六日、有力OBの一

人である野村秀雄が本多助太郎と田中慎次郎の異動、関口泰の主筆就任を提案し、長谷部もそれに傾きながら、踏み切れなかつた。二八日にいたつて役員会が、長谷部忠、加藤祇文、西村道太郎の三人に一任することになつて、ようやく結論に達し、その日のうちに緒方、野村の了承を得てゐる。

しかし、長谷部は、日記に「今度のゴタゴタも期するところ老人組との思想感覚の差によるところ少くないやうだ。好意は多とするが、おかげで非常に苦労した」と感想を記している。長谷部等経営陣は、緒方や野村の支持を頼りにし、実際相談しているのだが、彼らが具体的人選まで干渉するのには閉口したようである。

三月一日に最終的に本多、田中の内諾、村山社主の承諾、緒方、野村の諒解を得て落着し、四日に局長会議を開

き、機構改革、人事異動を発表した。さらに従業員組合は五日の経営協議会で機構改革を提案、非公開で人事を通告したが、組合からは格別の異議は出なかつた。また、翌六日にはインボーテン少佐を訪問し、論説委員を異動させたことを報告している。

こうした経過において従業員組合は、どのような態度をとつたのであらうか。従業員組合には、経営協議会を通じてある程度事情説明がなされた。しかし、組合側（新聞單一朝日新聞社部）から論説陣交替、社論転換に異論がださることはなく、事実上経営者の編集方針決定権を認めたのである。

一九四五年の「国民と共に立たん」などにおいて唱えられた「全従業員の総意を基調」とする新聞社の運営論は、その後どのように具体化するかが大きな問題であり、前述のように朝日新聞社や毎日新聞社では、重役の公選などもおこなわれた。だが、最も重要な問題は、編集方針決定権限の所在であった。これに対しC I & Eは、前述の通り組合の編集への介入を排除する「フリープレス」の原則を唱え、経営者が編集方針決定権を持つとする編集権概念を推進していた。しかし、この編集権概念に対しても、総じて組

合側は対抗する論理を明確に提示しえなかつた。第二次読

成事実として積み重ねられたことを意味していた。⁽¹⁷⁾

売争議でさえ、鈴木東民以下の組合幹部戦首をめぐつて労使は激しく衝突したが、経営者側の主張する編集権概念に對して組合側は正面から反論できず、暗黙のうちに認めていた。⁽¹⁵⁾ 朝日新聞社では、従業員組合委員長森恭三が、編集局長と組合委員長のチェックアンドバランス、彼の言葉では「二権分立」論によつて、経営者の執行する編集に対する組合の監視機能を唱えた。⁽¹⁶⁾ これは、経営者の編集権概念に対しても組合側が一つの論理を提示した事例ではあるが、実際に経営者の編集権決定権限を認め、その監視に組合の役割を限定するものであつた。

この事件においては、非常に重大な方針転換であつただ

けに森恭三のいう組合のチェック機能が働いて異議が出てもおかしくなかつたが、長谷部の日記からは、従業員組合から異議が出された様子はない。従業員組合は、人事異動と社論の転換、即ち経営者の編集権を事実上承認したのである。C I & Eから強圧を受けるという大きな危機に際し、経営者と従業員組合は、労使一体となつて、社を対外的危機から守つたともいえる。無論、それは、いまだ不安

点は、(一)これまで一本化していた論説委員室を改組し、東京大阪西部にそれぞれ論説委員室を置くこと。(二)東京本社主幹が取締役の長谷部忠の兼務、副主幹田中慎次郎、益田豊彦、大阪本社主幹本多助太郎、副主幹本郷賀一、西部本社主幹黒住征士。三社全体の統轄責任者に長谷部忠、顧問に関口泰が就任することであつた。論説委員室を三本社に置くことにしたのは、G H Qからの圧力を分散させる狙いであつたといわれる。⁽¹⁸⁾ 結果からすればそれまで東京本社主幹であつた本多助太郎が大阪にまわり、中心から外れたかたちである。

さらに、重要な点は、取締役の長谷部忠が東京本社の主幹を兼務し、しかも全体の統轄責任者として事実上の主筆の地位につき大きな権限を掌握したことである。これは、O Bの介入で人事が紛糾したための窮余の策という面もあつたが、結果的に経営責任者が社論を統轄するという体制を社の内外に明確に示したのである。

定であった経営者の編集権概念が、朝日新聞社において既

六、「朝日新聞」社論の転換

この新しい論説体制の成立以降、「朝日新聞」の社説の傾向は大きく変わつていった。長谷部忠の「日記」からは、彼が論説や編集局の会議に頻繁に出席し、社説の原稿を自ら添削するなど実際に社論を掌握しようとしていることが分かる。そして、内外に「朝日新聞」論調の変化をはつきり印象づけたのが、三月一一日社説「四月選挙とわれわれの態度」である。これは、論説室改革直後の三月七日に長谷部が自ら執筆し、社論の変化を明確に打ち出す意図をもつて、わざわざ選舉に合わせて発表されたものである。

社説は、「日本民主化にとつて、当面している第一の問題は、今日なお残存している古い、悪い勢力の排除である」と主張する。しかし、「われわれは、ただ古きが故にこれを排撃するものではない。古きもののうちにも正しいものがあり、新しいもののうちにも間違つたものがあり得る。われわれの攻撃の標的となるものは、ポツダム宣言にいう民主政治確立の妨害物としての保守勢力である」

という。この論理 자체は、占領下の日本にとつてきわめて当然のことといつてはいるだけのようにもとれる。しかし、暗にいいたいのは、「民主化」路線は保持するが、これまでの行きすぎを是正し、バランスをとつていくということであろう。バランスの支点として持ち出しているのが、金科玉条たる「ポツダム宣言にいう民主政治」である。その意味は曖昧といえば曖昧だが、具体的に念頭にあるのがアメリカ占領軍の政策であることは間違ひなく、端的にいえば当面の占領政策から逸脱しないという意味である。

さらに、「日本民主化の中核は、従来の政治において、実質的に発言権をもたなかつた労働大衆を除いては、あり得ないと考える。従つてわれわれは、この大衆の政治意識の高揚と、公民的自覚に、日本の民主化の期待をかけ、この大衆の判断そのものを、一層正しいものとするために努力をつゞけるものである」と主張した。これも、これまでの「勤労大衆」を基盤とする「民主化」路線の保持を繰り返し述べただけのようにも見える。だが、「公民的自覚」などといった言葉の含意は、現にある労働運動をそのまま支持するのではなく、「一層正しいもの」とすべく努力する

そして社説全体の結論として、「敗戦日本においては、イデオロギーにとらわれることは、決して問題解決の途ではない」と信ずる。故にわれわれは、今回の選挙に際しては、あらゆる政党に対して、その味方でもなく、またその敵でもない立場に立つものである。問題に対する批判は、百歩を先んじて現実と遊離することなく、さればとて、現実にとらわれて保守反動に陥ることなく、正しい新聞の使命に生きんとするものである」と宣言している。これは、諸政党からの中立、理想論と現実論、その他様々な立場からの中立ということを強く押しだそうとしているのである。無論、「朝日新聞」は、大正期に制定した「編集綱領」以来「不偏不党」を自社の基本的立場としてきたのであるから、ここで中立を称するのは、こと新しくないのだが、前述したごとく、それまで左翼諸政党の民主戦線結成を主張し、吉田内閣打倒を唱えていたことからすれば、大きな搖り戻しである。

全体として、三月一一日社説は、左翼的「民主化」論に一定の同情を示していた、それまでの立場から、占領軍の主導する「民主化」論への同調に重心を移行したことを見外に示したのである。

社論の変化は、同時期にいち早く看取され、日本新聞協会機関紙「新聞協会報」は、「終戦後、二・一・スコットまでにおける新聞の論調には、急進に過ぎるもののがなくなつた、これは何ものも押し流さずんばやまない労働攻勢の勢いが、それを引きすたといえないこともないが、『労働者の権利』にげん惑されて、国民全體の利益を二の次にしか考えないと思われるようなものがあつたからである、東京についてこれをいうならば、最も激しかつたものが、最も大きな犠牲のもとに、最も早くこの過失から脱却した、（中略）朝日にも三社主筆制を転機にして、方向変化の傾向は見られるようである」と論評している。⁽¹⁹⁾また、朝日新聞社OBである千葉雄次郎は、やや後だが、大新聞の「急進的論調」が「二十一年夏に読売が、二十二年春朝日が、その行きすぎを訂正してから、東京の大新聞の論調もようやく、新しい民主制度の軌道に乗つて来た感があつた」と、第二次読売争議による「読売」論調の転向とこの時の「朝日」⁽²⁰⁾の社論転換を戦後の新聞論調の大きな転機と見なしている。

七、C I & E の「フリープレス」論

以上のように、一九四七年二月、朝日新聞社が、C I & E の強圧を受け、論説陣を交替させ、社論を転換させたことは、現在も続く経営者が編集方針決定権限をもつという編集権概念成立にとつて重要な事件であった。しかし、これをG H Q の政策転換として説明するのは適切ではない。

この時期の「朝日新聞」をはじめとする新聞の論調転換、「新聞民主化」運動の衰退をG H Q の政策転換という論理で説明するのは、G H Q と日本の新聞との関係を単純化してしまうし、結果的に「新聞民主化」運動を殉教者的に美化してしまうことにもなるだろう。

G H Q が教育しようとしたのは、アメリカ流の「フリープレス」であり、それは一貫していた。株主総会によつて選出された経営者が経営と編集の権限を掌握し、労働組合は労働条件改善等に自らの役割を限定する。こうした新聞のあり方こそ、民主的な新聞であり、このような「フリープレス」の原則を念頭において日本の新聞関係者に訓示している。

一九四六年四七年のC I & E は、日本の新聞社における労働運動の高揚と左翼的論調を結びつけ、組合・左翼勢力の編集への影響力増大によって論調が左翼化していると認識していた。かれらの「フリープレス」論からすれば、組合・左翼勢力が編集方針に参与することは、到底認められない事態であり、排除を強く打ち出したのである。それは、政策転換というより「フリープレス」の一側面が、当時の政治状勢のなかで強く発現したのである。

そして、G H Q 、具体的には新聞政策を担つたC I & E は、その政策を進めるために朝日新聞社に強圧的态度をとつた。それが、G H Q が一方で掲げる言論の自由と矛盾することは明らかであった。しかし、表面的には威嚇態度であつたにしても、実際に具体的命令を強硬に出したわけではなく、限定的政策であった。これまでの研究では、C I & E の政策を過大評価している嫌いがある。

過大評価となつたのは、当時の日本の新聞社側が、C I & E の権力に過大なイメージ、時には恐怖感を抱き、それを現在まで語り伝えてきたことが大きい。結果からみれば、C I & E の政策は実現したのであるから、日本の新聞社側のイメージも根拠のないことではない。しかし、C I

&Eの威嚇が大きな効果をあげたのは、朝日新聞社に限らず、日本の新聞社が敗戦による無力感にとらわれていたこともある。また、緒方竹虎等のOBから論調批判を受けていたことから分る通り経営者の足もとが不安定であつたこともあつた。しかし、C I & Eの強圧に抵抗できなかつた最も大きな問題は、日本の側が労使とも、アメリカ流の「フリープレス」に匹敵する、あるいは対抗する新聞像をもちえなかつたことである。敗戦直後の戦争責任論議から、「全従業員の総意を基調とする」運営といったことが唱えられ、一部の社では経営協議会といった制度もつくられたが、民主的新聞のあり方、編集方針決定権限のあり方などについて踏み込んだ議論はおこなわてこなかつた。

「読売報知」のように組合が事実上編集の主導権を握るという事態になつたのも、組合の生産管理戦術と政治的力關係のなかで組合幹部が編集幹部に就任することから生まれたことであつて、編集方針決定に関与する理論によつて作り出した事態ではない。

朝日新聞社においては、経営者も、従業員組合も、経営者の編集権を事実上認めていた。組合側は、のちには編集権概念に批判的な主張をおこなうようになるが、編集権概

念がC I & Eの政策として唱えられ出した際には、それと対抗するだけの新聞像をもつてはおらず、承認していたのである。

ともかく、この事件において、朝日新聞社は、C I & Eの政策を取り入れて、論説陣を交替させ、社論を転換した。それは、経営者の編集方針決定権（編集権）を確認することによつて新聞社の安全を守つたということである。それは、現在も続く経営と編集の関係を成立させる重要なステップとなつた。しかも、それは、「幾多の制約があつたとはいへ、真実の報道、厳正なる批判の重責」を果たし得なかつたことを読者に謝罪し、今後は「幾多の制約」を乗り越え、「真実の報道、厳正なる批判」を実現することを誓つた、一九四五年一一月七日の朝日新聞社宣言「国民と共に立たん」を裏切るものでもあつたのである。

注

- (1) 「長谷部忠日記」。当時朝日新聞取締役として経営の中心にあつた長谷部忠氏は、自らの活動を記した日記と貴重な文書を残された。これら資料は、今回、ご遺族の長谷部美枝子氏、長谷部成美氏のご厚意によつて利用することがで

えた。感謝の意を表した。以下、回氏の日記を「長谷部忠日記」、諸文書を長谷部忠関係文書と記す。

(2) 日本新聞協会『日本新聞協会十年史』(一九五六年 日

本新聞協会) 八六ページ。

(3) 長谷部忠関係文書。

(4) 占領期研究において占領軍組織の翻訳名・略称は、統一

がない。本稿では、基本的には当時用いられていた訳を尊

重することにしたが、若干修正したところもある。C I &

E (民間情報教育局) は、当時 CIE と略称されていた

が、占領軍文書では C I & E と略称されているので、その

まま C I & E とした。C I & E は、占領期數度組織変更が

あり、この時期は、Division のトピ Branch がおかれていた。竹前英治『GHQ』(一九八二年 岩波書店) は、Di-

vision を課、Branch を係と訳しているが、本稿では、当

時の新聞界で用いられてきた訳に従つて、Information Di-

vision を情報報、Press and Publication Branch を新聞出版

課とし、その長を部長、課長と訳した。だが、C I D

(Civil Censorship Detachment) は、当時は民間検閲局と自

称してたが、Section A Detachment を区別するため、竹

前の訳に従つて民間検閲支隊とした¹⁹

(5) 「長谷部忠日記」による。

(6) "Weekly Report of Press and Publications Branch for Week Ending 20 February 1947" "Weekly Reports.CI&E Feb. 1947" に綴じ込まれてゐる。RG-331 CIE (C) 07060 ~

07062 (BOX 5121)。

(7) 前掲『日本新聞協会十年史』八六ページ。ただしこの

インボデン発言の典拠はあげられてゐない。当日出席した新聞協会関係者のメモであろうか。

「C I & E 週報」一九四七年二月 (Weekly Reports CI&E Feb. 1947) に、アメリカ新聞関係者視察団と C I & E 新聞出版課の会合が一月三一日に開催され、視察団の

占領についての印象やフリーペレス確立に関する彼らの関心について意見交換した時の記述があるが、内容に関する詳しい記及はない ("Weekly Reports.CI&E Feb. 1947" RG-331 CIE (C) 07056 ~ 07058 (BOX 5121))。

(8) 初期 C I & E の活動については、拙著『占領期メディア史研究—自由と統制・一九四五年』(一九九六年 柏書房) 参照。

(9) メモは長谷部忠関係文書。長谷部忠の回顧談は、「占領下の朝日新聞」(『文藝春秋臨時増刊第一昭和メモ読本・現史代史』一九五四年一〇月)。

(10) 当時の朝日新聞関係者のなかには、一月一日にスト中止

となつたにもかかわらず、朝日新聞支部が一〇分間ストに突入したために、「朝日」がGHQから圧力を受けたと述べている人もいるが、インボデン・長谷部会談のメモでは、一〇分間ストが話題になつた様子はない。一〇分間ストがGHQ弾圧の原因とするのは、ストをめぐる新聞單一本部と朝日新聞支部の対立にこだわる体験者の思い込みであろう。

(11) 前掲長谷部「占領下の朝日新聞」。

(12) 「日本新聞報」一九四六年六月二十四日記事による（同じものが日本新聞協会『日本新聞年鑑・一九四七年』三八五ページにも収録されている）。

(13) 前掲拙著『占領期メディア史研究—自由と統制・一九四五五年』二四二ページ参照。

(14) 前掲長谷部「占領下の朝日新聞」。ここで、マッカーサーが、半年前に新聞の自由を語つたといつているのは、第一次読売争議中、マッカーサーが日本の新聞各社幹部を直接見し、新聞の自由を語つたことを指す。長谷部忠は、この会見を記録したメモを残しており、その一部を拙著『戦後史のなかの憲法とジャーナリズム』（一九九八年 柏書房）一二一ページに引用した。

なお、長谷部は、GHQの政策は矛盾しているといって

いるのだが、GHQからすれば、共産党の勢力を新聞から排除するのも、新聞の自由化政策であり、一貫しているのである。

(15) 山本潔『読売争議（一九四五・一九四六年）—戦後労働運動史論第二卷』（一九七八年 御茶の水書房）二〇六ページ。

(16) 朝日新聞労働組合『朝日新聞労働組合史』（一九八二年

朝日新聞労働組合）二八ページ。

(17) いうまでもなく、編集権という概念が明文化されたのは、一九四八（昭和二十三）年三月一六日、日本新聞協会の『新聞編集権の確保に関する声明』によつてである。同声明は、その第一項「編集権の行使者」において、「編集内容に対する最終責任は経営、編集管理者に帰せられるものであるから編集権を行使するものは経営管理者及びその委託を受けた編集管理者に限られる」と規定している。

第二次読売争議、今回取り上げている朝日新聞問題などをを通じて、編集権概念が形成されていく過程は、それ自体重要な研究課題であり、また改めて論ずることにする。

取りあえず、主要な文献のみあげておけば、日本新聞協会『新聞編集権に関する資料・新聞協会資料第十号』（一九四八年 日本新聞協会）、山本明『現代ジャーナリズム』（一

(一九七五年 雄渾社)、広岡知男「経営権と編集権」『新聞研究』一九七一年二月号、日本新聞協会『新聞の編集権』(一九八六年 日本新聞協会)。

(18) 広岡知男氏の談話による。

(19) 「近ごろ社説欄見聞」『新聞協会報』一九四七年六月二日号。

(20) 千葉雄次郎「大新聞を衝く・論説面」『中央公論』一九五〇年一一月号(第六十五年第十一号)。